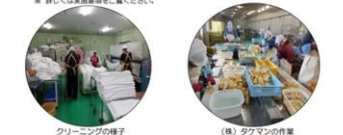


やはり園プロジェクトを実施しました！

社会福祉法人 清流苑 やはり園プロジェクト 参加者募集！

社会福祉法人清流苑「やはり園」は、北薩で初めての就労継続支援 A 型事業所として、5年自立を達成した。就労を希望する特別支援学校および障害者職業能力開発校の生徒・学生さん、現在就労移行支援を受けている方に対して「働き」としての経験を通して生活能力の向上を図るためのプロジェクト「やはり園プロジェクト」を実施いたします。

このプロジェクトは A 型事業所の内容を理解していただき、卒業後の進路指導の参考にしたいということや、またプロジェクトでの経験を通過して卒業後の就職先を確保し、今後の卒業の準備をしていただくことを目的としています。



【お問い合わせ先】清流苑
〒899-0217 鹿児島県出水市武本5294番地9
TEL 0996-63-8023 (本館) 0996-62-1501 (1915号館)
FAX 0996-68-0100
E-Mail: seiryuen@seiryuen.or.jp

清流苑の新しい取り組みとしまして、やはり園プロジェクトを開催しました。やはり園プロジェクトとは、特別支援学校高等部の生徒、および障害者職業能力開発校の学生及び、福祉施設の就労移行に在籍している皆様等を対象にした体験学習会です。

この取り組みは、県内でも類を見ない取り組みで、A型事業所の理解と、作業内容を知っていただくことを目的とし、生徒・学生・利用者の方々の進路指導、職業指導に役立てていただくという目的で行いました。

参加者は、前・後期合わせて、串木野養護学校から3名、出水養護学校から6名、一般の方が1名という内訳でした。

クリーニング作業、(株)タケマンでのたけのこのカット作業、豎馬場公園、マツバラの清掃作業など3日間の作業を体験していただきました。

その他にも、朝出勤簿に押印をしたり、周辺の清掃を行ったり、朝礼や終礼、個人面談をして仕事の様子を聞いたりして、実習生の方に、働くということはどういうことかを理解していただく機会にさせていただきました。

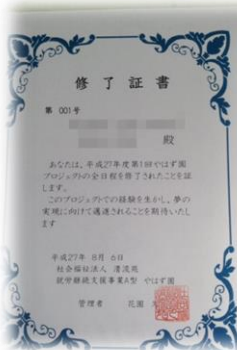
ポスター



やはり園プロジェクト事前説明会の様子

朝清掃の様子

終礼の様子



修了証書と記念品

やはり園プロジェクト修了式

法人本部より お知らせ
Facebook, twitterに続き、LINE@も配信開始しました。



7月20日に行われたカレー大会の様をお伝えいたします。



① まずは野菜をカットします！！



② お米を研いで焚きます！！



③ 肉と野菜を炒めて煮込みます！！

④ 盛り付けたら出来上がり！！



大変美味しく頂きました (^o^) V

同じ日に火災訓練も実施しました。



消火器を使い消火訓練！！



全員
3分以内に
避難
終了しました！！



消防署の方々
お世話に
なりました！！
m (_ _) m



多機能型事業所 紫尾の里

〒899-0215
出水市武本5294番地9
TEL 0996-79-3366
FAX 0996-62-0113

今年の長雨にカビ対策で泣かされたと思いきや、うだるような暑さに体力・気力を奪われる毎日。炎天の下、外作業に汗を流す利用者さんに頭が下がります。

ここ数カ月の間に、3名の方がA型事業所に進まれました。各々自分の人生を真剣に考え、日々努力をされていました。

職員はこれからも利用者さんの想いに応えられるような支援に努めたいと思います。

猛暑ではありますが「真夏」ならではの季節を楽しみましょう！

温泉



「日本一美人になれる」と看板にあった紫尾温泉に行ってきました。温泉水を求めて、日置市から入浴に来られた女性のお客様と隣り合わせになり、心温まる言葉をかけてくださり、交流も深まりました。

七夕

七夕の飾りが事業所の玄関にできました。
色とりどりのかわいらしい飾りがそよ風になびき、夏ならではの行事を楽しみました。



早くA型か一般就労が
できますように

健康になりますように

世界の人類が幸せであり
ますように

一部紹介です！

相談支援事業所 やはず

— 成年後見制度について取り上げてみました！ —

成年後見制度とはどのような制度なのですか？

認知症、知的障害、精神障害などによって、物ごとを判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

どのような種類がありますか？

○判断能力が不十分になる前に ⇒ 任意後見制度

●将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。

○判断能力が不十分になってから ⇒ 法定後見制度

●家庭裁判所によって、援助者として3つの成年後見人等「成年後見人・保佐人・補助人」が利用できます。利用するには、家庭裁判所に審判申し立てが必要です。

法定後見制度の3種類

後見人	
後見制度を利用する方	判断能力が全くない方
後見制度を申立てが出来る方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長等
成年後見人等の権限で必ず与えられる権限	●財産管理についての全般的な代理権、取消権「日常生活に関する行為を除く」
制度を利用した場合の資格等の制限	●医師、税理士、等の資格や会社役員、公務員などの地位を失う選挙権を失うなど。
保佐人	
保佐制度を利用する方	判断能力が著しく不十分な方
保佐制度を申立てが出来る方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長等
必ず与えられる権限	●特定の事項(※1)についての同意権(※2)取消権(日常生活に関する行為を除く)
申立てにより与えられる権限	●特定の事項(※1)以外の事項についての同意権(※2)(日常生活に関する行為を除く) ●特定の法律行為(※3)についての代理権
制度を利用した場合の資格等の制限	●医師、税理士、等の資格や会社役員、公務員などの地位を失うなど
補助人	
補助制度を利用する方	判断能力が不十分な方
補助制度を申立てが出来る方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長等
申立てにより与えられる権限	●特定の事項(※1)の一部についての同意権(※2)取消権(日常生活に関する行為を除く) ●特定の法律行為(※3)についての代理権

民法13条1項に掲げられている借金・訴状行為・相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。(※2)本人が特定の行為をおこなう際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意(了承)する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことが出来ます。※3民法13条1項に挙げられている同意を要する行為に限定されません。※この制度は、金銭保証人・借家保証人とは、関係ありません。